

## 東京都公民館連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、東京都公民館連絡協議会（以下「都公連」という。）と称する。

(目的)

第2条 都公連は、公民館の連絡連携及び公民館体制・活動の発展を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(加盟)

第3条 都公連の加盟は、自治体単位とする。

2 加盟・脱退については、総会に報告するものとする。

(事業)

第4条 都公連は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 公民館のあるべき姿の確立に努めること。
- (2) 職員の体制整備、活動の促進に関すること。
- (3) 職員の専門的位置づけの促進に関すること。
- (4) 各公民館の連絡提携に関すること。
- (5) 館長、職員及び運営審議会委員の資質の向上に関すること。
- (6) 資料の収集及び発行に関すること。
- (7) 東京都公民館研究大会の開催に関すること。
- (8) その他、目的達成のために必要なこと。

(会員及び構成)

第5条 都公連の会員は、都公連加盟の公民館（以下「会員公民館」という。）とする。

2 館長、職員及び公民館運営審議会委員をもって構成する。

(役員)

第6条 都公連に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 理事若干人
- (4) 大会事務局長1人
- (5) 監事2人
- (6) 顧問若干人
- (7) その他会長が認めた者

2 役員は、会員公民館の構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

(1) 互選の方法に関しては、別に定める。

3 役員は、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 会長は、都公連を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

6 理事は、会務を執行する。

7 大会事務局長は、東京都公民館研究大会開催の事務を行なう。

(1) 東京都公民館研究大会の開催に関しては、役員会において別に定める。

8 監事は、会計を監査する。

(部会)

第7条 都公連に次の部会を置き、部会長及び副部会長を置く。

(1) 館長部会

(2) 職員部会

(3) 委員部会

2 館長部会は、各公民館の館長または館長にかわる者をもって構成する。

3 職員部会は、各公民館の職員をもって構成する。

4 委員部会は、各公民館の運営審議会及びそれに準ずる委員をもって構成する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

6 副部会長は、会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第8条 都公連の会議は、総会、役員会及び部会とする。

2 総会は次により開会する。

(1) 総会は、第6条の役員と公民館の館長、職員及び運営審議会委員をそれぞれ代表する代議員をもって構成する。ただし、役員は議決権を有しない。

ア 代議員は、加盟区市町村の館長、職員、運営審議会委員の代表とし、その数は別に定める。

(2) 総会は、予算、決算、事業計画、役員承認、その他の重要事項を審議する。

(3) 定期総会は、毎年度当初に開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(4) 総会は、会長が招集する。

(5) 総会は、公開を原則とする。

3 役員会は、原則として月例で会長が招集する。

(1) 予算、決算及び事業計画の原案策定、規約・要綱の改廃の原案策定、その他重要事項の協議を行う。

(2) 必要に応じて臨時役員会を招集することができる。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会員相互の研修及び各部会に関する事項を審議する。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議の議長は、総会にあっては出席者の中から互選し、役員会にあっては会長が、また、部会にあっては部会長がこれにあたる。

(事務局)

第9条 都公連の事務局は、会長所在地の公民館に置く。

(事務局員)

第10条 都公連に次の職員を置く。

(1) 都公連事務局長1人

2 都公連事務局長は、会長が委嘱し、総会において報告する。

(経理)

第11条 都公連の経費は、会員公民館の区市町村の分担金、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

2 前項の分担金の算定、納入方法については、別に定める。

(会計年度)

第12条 都公連の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(費用弁償)

第13条 役員及び事務局職員等が会務のために要した費用は、予算の範囲においてこれを弁償する。

(類似施設加盟の特例)

第14条 都内の公民館類似施設が、加盟の意思を表明した時は、総会の決議により都公連の会員として認めることができる。

2 特例加盟を認められた自治体は、都公連事業等に同等の位置付けで参加することができる。

3 加盟自治体は、分担金同等額を納入するものとする。

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(補則)

第16条 この規約の施行について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

1 この規約は、昭和43年4月1日から施行する。

2 昭和26年東京都公民館連絡協議会規約は廃止する。

附 則

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月21日から施行する。